

新旧対照表（大阪府リサイクル製品認定要領）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年3月25日大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第12条に規定する再生品の認定について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 認定申請 条例第12条に規定する申請をいう。</p> <p>二 認定リサイクル製品 条例第13条に規定する認定リサイクル製品をいう。</p> <p>三 認定証 第4条第4項の規定により交付する大阪府認定リサイクル製品認定証をいう。</p> <p>四 認定証交付者 認定証の交付を受けた者をいう。</p> <p>（申請の募集）</p> <p>第3条 府は、認定申請の募集を年1回行うものとする。</p> <p>（認定申請）</p> <p>第4条 認定申請をしようとする者は、募集期間内に、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 別表第1に掲げる分類番号及び品目名</p> <p>三 製品名</p> <p>四 製品の主な仕様</p> <p>五 製造加工場所の名称及び所在地</p> <p>六 府内の主な販売拠点の名称及び所在地</p> <p>七 販売方法等</p> <p>八 製品の原材料の状況</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年3月25日大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第12条に規定する再生品の認定について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 認定申請 条例第12条に規定する申請をいう。</p> <p>二 認定リサイクル製品 条例第13条に規定する認定リサイクル製品をいう。</p> <p>三 認定証 第4条第4項の規定により交付する大阪府認定リサイクル製品認定証をいう。</p> <p>四 認定証交付者 認定証の交付を受けた者をいう。</p> <p>（申請の募集）</p> <p>第3条 府は、認定申請の募集を年1回行うものとする。</p> <p>（認定申請）</p> <p>第4条 認定申請をしようとする者は、募集期間内に、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 別表第1に掲げる分類番号及び品目名</p> <p>三 製品名</p> <p>四 製品の主な仕様</p> <p>五 製造加工場所の名称及び所在地</p> <p>六 府内の主な販売拠点の名称及び所在地</p> <p>七 販売の方法等</p> <p>八 製品の原材料の状況</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>九 品質保証に関する規格等への適合状況</p> <p>十 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等</p> <p>十一 製品の品質・安全性への配慮</p> <p>十二 環境法令等の遵守状況</p> <p>十三 申請区分</p> <p>十四 年間生産量及び販売量、又は申請時における予定数量</p> <p>十五 販売価格又は標準小売価格</p> <p>十六 販売開始日又は予定日</p> <p>十七 その他参考事項</p>	<p>九 品質保証に関する規格等への適合状況</p> <p>十 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等</p> <p>十一 製品の品質・安全性への配慮</p> <p>十二 環境法令等の遵守状況</p> <p>十三 製品の使用済品の回収状況及びリサイクルの状況</p> <p>十四 年間生産量及び年間販売量又はこれらの申請時における予定数量</p> <p>十五 販売価格又は標準小売価格</p> <p>十六 販売開始日又は販売開始予定日</p> <p>十七 その他参考事項</p>
<p>2 認定申請には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。</p> <p>一 当該製品のサンプル及び写真</p> <p>二 申請者の事業概要を示す書類</p> <p>三 当該製品の製造加工場所の付近見取図</p> <p>四 当該製品の製造加工工程図</p> <p>五 当該製品の説明書等</p> <p>六 第6条第1項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類</p> <p>七 第6条第3項で規定する第2区分で申請する場合にあつては、当該製品の使用済品の回収及び同等品へのリサイクル等の状況を示す書類</p> <p>八 第6条第4項で規定する第3区分で申請する場合にあつては、当該製品に海洋プラスチックごみ、又は漁業系プラスチック廃棄物（以下「海洋プラスチックごみ等」という。）に由来する循環資源を使用していることを示す書類</p> <p>九 第6条第5項で規定する第4区分で申請する場合にあつては、当該製品のカーボンフットプリント（以下「CFP」という。）が第三者機関の認証を受けていることを証する書類</p> <p>十 再申請の場合にあつては、既に交付された認定証の写し</p> <p>十一 手数料の納付確認書</p>	<p>2 認定申請には、当該製品のサンプル及び写真並びに次の各号に掲げる書類又は図面を添付するものとする。</p> <p>一 申請者の事業概要を示す書類</p> <p>二 当該製品の製造加工場所の付近見取図</p> <p>三 当該製品の製造加工工程図</p> <p>四 当該製品の説明書等</p> <p>五 第6条第1項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類</p> <p>六 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類</p> <p>七 再申請の場合にあつては、既に交付された認定証の写し</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>十二 その他審査に必要な書類又は図面</p> <p>3 認定申請をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>一 当該製品を自ら製造又は販売する者</p> <p>二 当該製品の製造又は販売の拠点を府内に有する者</p> <p>4 知事は、第1項の申請が第5条及び第6条第1項の規定に適合すると認めるときは、当該製品を認定リサイクル製品として認定し、様式第2号による認定証を交付するものとする。</p> <p>（認定対象製品）</p> <p>第5条 認定の対象となる製品は、別表第1に定める品目のうち、次の各号のいずれにも該当する製品とする。</p> <p>一 府内で販売されている製品であること又は申請日から6か月以内において府内で販売されることが確実な製品であること。</p> <p>二 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 府内で発生する循環資源を使用し、日本国内で製造される製品であること。</p> <p>ロ 日本国内で発生する循環資源を使用し、府内で製造される製品であること。</p> <p>ハ 第6条第4項で定める第3区分の認定申請については、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 府内で発生し、回収された海洋プラスチックごみ等に由来する循環資源を使用し、日本国内で製造される製品</p> <p>(2) 日本国内で回収された海洋プラスチックごみ等に由来する循環資源を使用し、府内で製造される製品</p> <p>三 生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造される製品であること。</p> <p>四 申請日又は申請日から6か月以内において製造が可能な製品である</p>	<p>八 その他審査に必要な書類又は図面</p> <p>3 認定申請をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>一 当該製品を自ら製造又は販売する者</p> <p>二 当該製品の製造又は販売の拠点を府内に有する者</p> <p>4 知事は、第1項の申請が第5条及び第6条第1項の規定に適合すると認めるときは、当該製品を認定リサイクル製品として認定し、様式第2号による認定証を交付するものとする。</p> <p>（認定対象製品）</p> <p>第5条 認定の対象となる製品は、別表第1に定める品目のうち、次の各号のいずれにも該当する製品とする。</p> <p>一 府内で販売されている製品であること又は申請日から6か月以内において府内で販売されることが確実な製品であること。</p> <p>二 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 府内で発生する循環資源を使用し、日本国内で製造される製品であること。</p> <p>ロ 日本国内で発生する循環資源を使用し、府内で製造される製品であること。</p> <p>三 生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造される製品であること。</p> <p>四 申請日又は申請日から6か月以内において製造が可能な製品である</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>こと。</p> <p>（認定の基準及び区分）</p> <p>第6条 認定の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する認定の基準に適合する製品（以降の各項に規定する製品を除く）を、第1区分とする。</p> <p>3 第1項に規定する認定の基準に適合する製品であって、当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、リサイクル等により同等品として利用される製品を、第2区分とする。</p> <p>4 第1項に規定する認定の基準に適合する製品であって、海洋プラスチックゴミ等に由来する循環資源が使用されている製品を、第3区分とする。</p> <p>5 第1項に規定する認定の基準に適合する製品であって、CFPが算定され、第三者機関の認証を受けている製品を、第4区分とする。</p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第7条 認定証交付者は、第4条第1項第一号及び第三号の事項に変更があったとき又は認定を受けた製品の一部を廃止するときは、変更又は廃止のあった日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第4条第1項第一号の事項の変更に伴い第10条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。</p> <p>2 認定証交付者は、第4条第1項第四号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に様式第3号により、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第4条第1項第五号に掲げる事項に変更があったときは第4条第2項第三号に掲げる図</p>	<p>こと。</p> <p>（認定の基準及び区分）</p> <p>第6条 認定の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する認定の基準に適合する製品（次項に規定する製品を除く）を、第1区分とする。</p> <p>3 第1項に規定する認定の基準に適合する製品であって、当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる製品を、第2区分とする。</p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第7条 認定証交付者は、第4条第1項第一号及び第三号の事項に変更があったとき又は認定を受けた製品の一部を廃止するときは、変更又は廃止のあった日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第4条第1項第一号の事項の変更に伴い第10条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。</p> <p>2 認定証交付者は、第4条第1項第四号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に様式第3号により、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第4条第1項第五号に掲げる事項に変更があったときは第4条第2項第二号に掲げる図</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>面を、第4条第1項第八号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは、第4条第2項第六号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第4条第1項第五号及び第六号並びに第八号から第十二号に掲げる事項の変更に伴い第10条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。</p> <p>3 認定証交付者は、第4条第1項第十三号で申請した区分について、第4条第2項第七号から九号で届け出た内容に変更があったときは、変更の日から30日以内に様式第3号により、変更内容が分かる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、認定区分の変更が伴う場合は、認定証を併せて添付するものとする。</p> <p>4 認定証交付者の地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に様式第3号により、地位を承継したことを証する書類及び認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>5 認定証交付者は、認定を受けた製品の全部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>6 知事は、第1項、第3項及び第4項の届出があったときは、必要に応じて認定証を書換えのうえ、再交付するものとする。</p> <p>（認定リサイクル製品に係る表示）</p> <p>第8条 第6条第2項に基づき第1区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。</p> <p>一 「大阪府認定リサイクル製品」、「おおさかエコプロダクツ ベーシック」及び「OSAKA eco products Basic」の文字の表示</p> <p>二 知事が別に定める認定マークの表示</p>	<p>面を、第4条第1項第八号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは、第4条第2項第五号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第4条第1項第五号及び第六号並びに第八号から第十二号に掲げる事項の変更に伴い第10条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。</p> <p>3 認定証交付者は、第4条第1項第十三号に掲げる事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第4条第2項第六号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>4 認定証交付者の地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に様式第3号により、地位を承継したことを証する書類及び認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>5 認定証交付者は、認定を受けた製品の全部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>6 知事は、第1項、第3項及び第4項の届出があったときは、認定証を書換えのうえ、再交付するものとする。</p> <p>（認定リサイクル製品に係る表示）</p> <p>第8条 第6条第2項に基づき第1区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。</p> <p>一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品」の文字の表示</p> <p>二 知事が別に定める認定マークの表示</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>2 第6条第3項に基づき第2区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。</p> <p>一 「大阪府認定リサイクル製品」、「おおさかエコプロダクツ リボーン」及び「OSAKA eco products Reborn」の文字の表示</p> <p>二 知事が別に定める認定マークの表示</p> <p>3 第6条第4項に基づき第3区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。</p> <p>一 「大阪府認定リサイクル製品」、「おおさかエコプロダクツ オーシャン」及び「OSAKA eco products Ocean」の文字の表示</p> <p>二 知事が別に定める認定マークの表示</p> <p>4 第6条第5項に基づき第4区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。</p> <p>一 「大阪府認定リサイクル製品」、「おおさかエコプロダクツ カーボン」及び「OSAKA eco products Carbon」の文字の表示</p> <p>二 知事が別に定める認定マークの表示</p>	<p>2 第6条第3項に基づき第2区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。</p> <p>一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品ネクスト」の文字の表示</p> <p>二 知事が別に定める認定マークの表示</p>
<p>（誤認表示の禁止）</p>	<p>（誤認表示の禁止）</p>
<p>第9条 認定リサイクル製品以外の製品については、前条各項に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。</p>	<p>第9条 認定リサイクル製品以外の製品については、前条各項に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。</p>
<p>（認定の取消し等）</p>	<p>（認定の取消し等）</p>
<p>第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、認定の効力は失効するものとする。</p> <p>一 認定を受けた日から3年を経過したとき。</p> <p>二 第4条第3項、第5条及び第6条第1項の規定に適合しなくなったとき。</p> <p>三 既に認定を受けた製品が新たに認定証の交付を受けたとき。</p>	<p>第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、認定の効力は失効するものとする。</p> <p>一 認定を受けた日から3年を経過したとき。</p> <p>二 第4条第3項、第5条及び第6条第1項の規定に適合しなくなったとき。</p> <p>三 既に認定を受けた製品が新たに認定証の交付を受けたとき。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>2 認定証交付者は、前項第二号の規定により認定の効力を失効したときは、失効した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができるものとする。</p> <p>一 第7条第1項から第5項又は前項の規定による届出をしなかったとき。</p> <p>二 認定リサイクル製品の信用を著しく失墜させるおそれがあるとき。</p> <p>4 認定の効力が失効した製品については、第8条各項に規定する表示を行ってはならない。</p>	<p>2 認定証交付者は、前項第二号の規定により認定の効力を失効したときは、失効した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができるものとする。</p> <p>一 第7条第1項から第5項又は前項の規定による届出をしなかったとき。</p> <p>二 認定リサイクル製品の信用を著しく失墜させるおそれがあるとき。</p> <p>4 認定の効力が失効した製品については、第8条各項に規定する表示を行ってはならない。</p>
<p>（認定証交付者の責務）</p>	<p>（認定証交付者の責務）</p>
<p>第11条 認定証交付者は、当該製品の生産、流通、販売、使用等において問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。</p>	<p>第11条 認定証交付者は、当該製品の生産、流通、販売、使用等において問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。</p>
<p>2 認定証交付者は、当該製品について、必要に応じて認定基準への適合状況を確認するための試験、検査を実施し、その結果を3年間保存しなければならない。</p>	<p>2 認定証交付者は、当該製品について、必要に応じて認定基準への適合状況を確認するための試験、検査を実施し、その結果を3年間保存しなければならない。</p>
<p>3 認定証交付者は、毎年6月30日までに、様式第5号により、製品の前年度の販売実績等を知事に報告しなければならない。</p>	<p>3 認定証交付者は、毎年6月30日までに、様式第5号により、製品の前年度の販売実績等を知事に報告しなければならない。</p>
<p>（環境審議会への諮問）</p>	<p>（環境審議会への諮問）</p>
<p>第12条 知事は、第4条第4項に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かななければならない。</p>	<p>第12条 知事は、第4条第4項に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かななければならない。</p>
<p>（所掌）</p>	<p>（所掌）</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第13条 この要領に関する事務は、環境農林水産部循環型社会推進室において所掌する。</p> <p>（その他）</p> <p>第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 1－3 （略）</p> <p>附 則 1－4 （略）</p> <p>附 則 1－2 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 1－2 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 令和7年7月31日時点で認定されている製品については、第8条の規定にかかわらず、改正前の規定により、認定リサイクル製品に係る表示ができるものとする。</p>	<p>第13条 この要領に関する事務は、環境農林水産部循環型社会推進室において所掌する。</p> <p>（その他）</p> <p>第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 1－3 （略）</p> <p>附 則 1－4 （略）</p> <p>附 則 1－2 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 1－2 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>

改正後（新）

改正前（旧）

別表第1 認定対象品目（第5条関係）

分類番号	品目	製品例
分類番号1-11 (略)		
12	その他	海洋プラスチックごみ等に由来する再生原料を使用した製品
		ボールペン、ペンケース、トートバッグ、ポーチ、衣類、ポリ袋等
		上記以外の品目
		現行のエコマーク商品認定基準がある製品

別表第2 (略)

付表(1) (略)

付表(2) その他について

分類番号	品目	循環資源の配合率（重量割合）
分類番号1-7 (略)		
8	プラスチック製品	50%以上 ※ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に、廃棄された材料または製品)を使用する場合は 25%以上とする。 ※第2区分の製品の場合は、ポストコンシューマ材料を 20%以上使用していること。
分類番号9 (略)		

別表第1 認定対象品目（第5条関係）

分類番号	品目	製品例
分類番号1-11 (略)		
12	その他	上記以外の品目
		現行のエコマーク商品認定基準がある製品

別表第2 (略)

付表(1) (略)

付表(2) その他について

分類番号	品目	循環資源の配合率（重量割合）
分類番号1-7 (略)		
8	プラスチック製品	50%以上 ※ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に、廃棄された材料または製品)を使用する場合は 25%以上とする。 ※第2区分の製品の場合は、ポストコンシューマ材を 20%以上使用していること。
分類番号9 (略)		

改正後（新）				改正前（旧）			
		ルーフィング材	再生ゴム、リサイクル繊維および再生プラスチック材料の合計量が、アスファルトを除く製品量の 10% 以上であること。 透湿防水シートおよび防水シートについては、再生ゴム、リサイクル繊維および再生プラスチック材料の合計量が製品量の 50% 以上であること。			ルーフィング材	再生ゴム、リサイクル繊維および再生プラスチック材料の合計量が、アスファルトを除く製品量の 10% 以上であること。 透湿防水シートおよび防水シートについては、再生ゴム、リサイクル繊維および再生プラスチック材料の合計量が製品量の 50% 以上であること。
		セメント	製品 1 トンの製造に使用する原料(燃料および混合材料を含む)のうち、循環資源の合計が 0.4 トン以上であること。なお、汚泥、スラッジ等の水分を含んだ循環資源は、入荷時の量で判断する。 エコセメントは、製品 1 トンにつき都市ごみ焼却灰等の循環資源を乾燥量で 0.5 トン以上使用していること。			セメント	製品 1 トンの製造に使用する原料(燃料および混合材料を含む)のうち、循環資源の合計が 0.4 トン以上であること。なお、汚泥、スラッジ等の水分を含んだ循環資源は、入荷時の量で判断する。 エコセメントは、製品 1 トンにつき都市ごみ焼却灰等の循環資源を乾燥量で 0.5 トン以上使用していること。
		骨材	再生骨材は、コンクリート構造物を解体したコンクリート塊を破砕して製造した粗骨材の配合率が製品量全体の 100% であること。 溶融スラグ骨材については、一般廃棄物、下水汚泥等の溶融固化物が製品量全体の 100% であること。 スラグ骨材については、それぞれ高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグが製品量全体の 100% であること。 ガラス骨材については、ガラスカレットが製品量全体の 100% であること。 軽量骨材については、ガラスカレット、石炭灰、無機汚泥（アルミナ、シ			骨材	再生骨材は、コンクリート構造物を解体したコンクリート塊を破砕して製造した粗骨材の配合率が製品量全体の 100% であること。 溶融スラグ骨材については、一般廃棄物、下水汚泥等の溶融固化物が製品量全体の 100%以上 であること。 スラグ骨材については、それぞれ高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグが製品量全体の 100% であること。 ガラス骨材については、ガラスカレットが製品量全体の 100% であること。 軽量骨材については、ガラスカレット、石炭灰、無機汚泥（アルミナ、シ

改正後（新）				改正前（旧）			
			リカ）焼却灰、下水汚泥焼却灰の合計量が製品量全体の 60%以上 であること。ただし、再生材料にガラスカレットのみを用いる場合は、ガラスカレットが製品全体容積の 60%以上 であることも可とする。				リカ）焼却灰、下水汚泥焼却灰の合計量が製品量全体の 60% であること。ただし、再生材料にガラスカレットのみを用いる場合は、ガラスカレットが製品全体容積の 60 容積% 以上であることも可とする。
分類番号 10-11 （略）				分類番号 10-11 （略）			
12	その他	海洋プラスチックごみ等に由来する再生原料を使用した製品	製品量全体に対するプラスチックの割合が 50%以上 であること。また、当該プラスチック量に占める海洋プラスチックごみ、または漁業系プラスチック廃棄物由来の再生プラスチックの割合が 10%以上 であること。	12	その他	上記以外の品目	現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率
		上記以外の品目	現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率				
(備考) (1) - (2) （略）				(備考) (1) - (2) （略）			
付表(3) - 付表(6) （略）				付表(3) - 付表(6) （略）			

改正後（新）

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大阪府認定リサイクル製品認定申請書

大阪府知事 様

申請者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 別表第1に掲げる分類番号 及び品目名		分類番号	品目名
2 製 品 名			
3 製品の主な 仕様	型 番		
	大きさ・重量等		
	用 途		
	特 徴		
4 製造加工場所	名 称		
	所 在 地		
5 大阪府内の 主な販売拠点	名 称		
	所 在 地		
6 販売方法等	販売場所及び 販売方法		
	製品等に関する 問い合わせ先		
7 製品の 原材料 の状況	循環資源	名 称	
		発生場所	
		使用量(配合率)	
	循環資源以外	名 称	
		使用量(配合率)	

改正前（旧）

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大阪府認定リサイクル製品認定申請書

大阪府知事 様

申請者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 別表第1に掲げる分類番号 及び品目名		分類番号	品目名
2 製 品 名			
3 製品の主な 仕様	型 番		
	大きさ・重量等		
	用 途		
	特 徴		
4 製造加工場所	名 称		
	所 在 地		
5 大阪府内の 主な販売拠点	名 称		
	所 在 地		
6 販売方法等	販売場所及び 販売方法		
	製品等に関する 問い合わせ先		

改正後（新）

8	品質保証に関する規格等 ^{※1} の適合状況		
9	生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく許認可等		
10	製品品質・安全性への配慮	特別管理廃棄物の使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		土壌汚染有害物質が含有される可能性の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 含有の可能性のある場合は、試験の方法等
		品質管理の状況	
		強度・耐久性等	規格・基準 試験の方法等
11	環境法令等 ^{※2} の遵守状況		
12	申請区分 <input type="checkbox"/> 第1区分（認定要領第6条第2項） <input type="checkbox"/> 第2区分（認定要領第6条第3項） <input type="checkbox"/> 第3区分（認定要領第6条第4項） <input type="checkbox"/> 第4区分（認定要領第6条第5項） ※第2から4区分については添付書類の提出が必要		
13	年間生産量・販売（予定）量		
14	販売価格（標準小売価格）		
15	販売開始（予定）日		
16	その他参考事項		
17	申込番号（コンビニ納付のみ）	C	
備考			

（日本産業規格A列4番）

※1 品質保証に関する規格等とは、日本産業規格（JIS規格）、日本農林規格（JAS規格）、大阪府土木工事共通仕様書、エコマーク商品認定基準、その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたものをいう。

※2 環境法令等とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等をいう。

※3 本届出書は、正本1部及び写し1部を提出すること。

※4 添付書類等

- (1) 当該製品のサンプル及び写真
- (2) 申請者の事業概要を示す書類（会社案内、パンフレット等）
- (3) 当該製品の製造加工場所の付近見取図
- (4) 当該製品の製造加工工程図（製造フロー）
- (5) 当該製品の説明書等
- (6) 認定要領第6条第1項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類
- (7) 第2区分での申請の場合：当該製品の使用済品の回収及び同等品へのリサイクル等の状況を示す書類
- (8) 第3区分での申請の場合：当該製品に海洋プラスチックごみ等、又は漁業系プラスチック廃棄物に由来する循環資源を使用していることを示す書類
- (9) 第4区分での申請の場合：当該製品のCFPが第三者機関の認証を受けていることを証する書類
- (10) 再申請の場合は、既に交付された大阪府認定リサイクル製品認定証の写し
- (11) 手数料の納付確認書
- (12) その他審査に必要な書類又は図面

改正前（旧）

7	循環資源	名称			
		発生場所			
	循環資源外	名称			
		発生場所			
8	品質保証に関する規格等の適合状況				
9	生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく許認可等				
10	製造品質・安全性への配慮	特別管理廃棄物の使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		土壌汚染有害物質が含有される可能性の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	含有の可能性のある場合は、試験の方法等	
		品質管理の状況			
		強度・耐久性等	規格・基準	試験の方法等	
11	環境法令等の遵守状況				
12	当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況	<input type="checkbox"/> 当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、回収した使用済品が素材としてリサイクルされる <input type="checkbox"/> 上記以外（使用済品は回収しない、できない等）			
13	年間生産量・販売（予定）量				
14	販売価格（標準小売価格）				
15	販売開始（予定）日				
16	その他参考事項				
17	申込番号（コンビニ納付のみ）	C			
備考					
1 品質保証に関する規格等とは、日本産業規格（JIS規格）、日本農林規格（JAS規格）、大阪府土木工事共通仕様書、エコマーク商品認定基準、その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたものをいう。					
2 環境法令等とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等をいう。					
3 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。					

（日本産業規格A列4番）

添付書類等

- 1 当該製品のサンプル及び写真
- 2 申請者の事業概要を示す書類（会社案内、パンフレット等）
- 3 当該製品の製造加工場所の付近見取図
- 4 当該製品の製造加工工程図（製造フロー）
- 5 当該製品の説明書等
- 6 大阪府リサイクル製品認定要領第6条第1項の基準に適合していることを証する書類（JIS規格等への適合確認証明、エコマーク商品認定証、原材料ごとの成分含有試験の結果書等）
- 7 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類
- 8 再申請の場合は、既に交付された大阪府認定リサイクル製品認定証の写し
- 9 手数料の納付確認書
- 10 その他審査に必要な書類又は図面

改正後（新）

様式第2号（第4条関係）

大阪府認定リサイクル製品
認定証

住所（所在地）
氏名 様
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

大阪府循環型社会形成推進条例第12条により、下記のとおり
大阪府認定リサイクル製品として認定します。

年 月 日

大阪府知事 印

品 目 名	
認定番号・製品名	
認定の区分	
認定の有効期間	
認定証の書換えの履歴	

改正前（旧）

様式第2号（第4条関係）

大阪府認定リサイクル製品
認定証

住所（所在地）
氏名 様
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり
大阪府認定リサイクル製品として認定します。

年 月 日

大阪府知事 印

品 目 名	
認定番号・製品名	
認定の区分	
認定の有効期間	
認定証の書換えの履歴	

改正後（新）

様式第3号（第7条関係）

大阪府認定リサイクル製品変更等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住所名
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
第1項
第2項
第3項
第4項

大阪府リサイクル製品認定要領第7条の規定により、次のとおり変更等を届け出ます。

認定番号、製品名	
認定年月日	
変更等の年月日	
変更等の項目	<input type="checkbox"/> 認定を受けた製品うちの一部廃止
	<input type="checkbox"/> 再生品の認定を受けた者の地位を承継
	<input type="checkbox"/> 氏名(名称)の変更
	<input type="checkbox"/> 住所(所在地)の変更
	<input type="checkbox"/> 代表者の変更
	<input type="checkbox"/> 製品名の変更
	<input type="checkbox"/> 製品の主な仕様(大きさ、重量等に限る。)
	<input type="checkbox"/> 製造加工場所の名称又は所在地の変更
	<input type="checkbox"/> 府内の主な販売拠点の名称又は所在地の変更
	<input type="checkbox"/> 販売の方法等(製品等に関する問合せ先に限る。)
	<input type="checkbox"/> 製品の原材料の状況
	<input type="checkbox"/> 品質保証に関する規格等の適合状況
	<input type="checkbox"/> 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等
	<input type="checkbox"/> 製品の品質・安全性への配慮
	<input type="checkbox"/> 環境法令等の遵守状況
	<input type="checkbox"/> 第2区分に関して届け出ている内容
<input type="checkbox"/> 第3区分に関して届け出ている内容	
<input type="checkbox"/> 第4区分に関して届け出ている内容	
変更等の内容	(変更前) (変更後)
備考	

(日本産業規格A列4番)

※1 本届出書は、正本1部及び写し1部を提出すること。

※2 認定要領第7条第1項から第4項の規定において該当する書類等を提出すること。

※3 当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証を添付すること。

改正前（旧）

様式第3号（第7条関係）

大阪府認定リサイクル製品変更等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住所名
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
第1項
第2項
第3項
第4項

大阪府リサイクル製品認定要領第7条の規定により、次のとおり変更等を届け出ます。

認定番号、製品名	
認定年月日	
変更等の年月日	
変更等の項目	<input type="checkbox"/> 認定を受けた製品うちの一部廃止
	<input type="checkbox"/> 再生品の認定を受けた者の地位を承継
	<input type="checkbox"/> 氏名(名称)の変更
	<input type="checkbox"/> 住所(所在地)の変更
	<input type="checkbox"/> 代表者の変更
	<input type="checkbox"/> 製品名の変更
	<input type="checkbox"/> 製品の主な仕様(大きさ、重量等に限る。)
	<input type="checkbox"/> 製造加工場所の名称又は所在地の変更
	<input type="checkbox"/> 府内の主な販売拠点の名称又は所在地の変更
	<input type="checkbox"/> 販売の方法等(製品等に関する問合せ先に限る。)
	<input type="checkbox"/> 製品の原材料の状況
	<input type="checkbox"/> 品質保証に関する規格等の適合状況
	<input type="checkbox"/> 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等
	<input type="checkbox"/> 製品の品質・安全性への配慮
	<input type="checkbox"/> 環境法令等の遵守状況
	<input type="checkbox"/> 当該製品の使用済品の回収及び別加の状況
変更等の内容	(変更前) (変更後)
備考	

1 変更等の該当するものを塗りつぶし、当該項目の変更内容(変更前と変更後等)を記載すること。

2 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。

(日本産業規格A列4番)

添付書類等

当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証

改正後（新）

様式第4号（第7条、第10条関係）

大阪府認定リサイクル製品廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

第7条第5項
大阪府リサイクル製品認定要領 第10条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます

認定番号、製品名	
認定年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
備考	

（日本産業規格A列4番）

- ※1 本届出書は、正本1部及び写し1部を提出すること。
- ※2 当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証を添付すること。

改正前（旧）

様式第4号（第7条、第10条関係）

大阪府認定リサイクル製品廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

第7条第5項
大阪府リサイクル製品認定要領 第10条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます

認定番号、製品名	
認定年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
備考	
この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。	

（日本産業規格A列4番）

添付書類等

当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証

改正後（新）

様式第5号（第11条関係）

大阪府認定リサイクル製品実績等報告書

年 月 日

大阪府知事 様

報告者
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第11条第3項の規定により、次のとおり報告します。

認定番号、製品名		
認定年月日		
実績集計期間		
生産量 ^{※2}	（単位： ）	
販売量	（単位： ）	（うち、大阪府に所在する購入者あてで販売した数量 ^{※4} ） （単位： ）
販売額 ^{※3}	（単位： 千円） 備考	（うち、大阪府に所在する購入者あてで販売した額 ^{※4} ） （単位： 千円）

（日本産業規格A列4番）

- ※1 本報告書の提出部数は、正本1部とする。
- ※2 報告者が販売者の場合は、生産量は把握している場合のみ記入する。
- ※3 販売額は税抜額を記入する。
- ※4 大阪府に所在する購入者あての販売量及び販売額の実績は、把握している場合のみ記入する。

改正前（旧）

様式第5号（第11条関係）

大阪府認定リサイクル製品実績等報告書

年 月 日

大阪府知事 様

報告者
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第11条第3項の規定により、次のとおり報告します。

認定番号、製品名		
認定年月日		
実績集計期間		
生産量 ^{※2}	（単位： ）	
販売量	（単位： ）	（うち、大阪府に所在する購入者あてで販売した数量 ^{※4} ） （単位： ）
販売額 ^{※3}	（単位： 千円）	（うち、大阪府に所在する購入者あてで販売した額 ^{※4} ） （単位： 千円）

備考

- 1 この報告書の提出部数は、正本一部とする。
- 2 報告者が販売者の場合は、生産量は把握している場合のみ記入する。
- 3 販売額は税抜額を記入する。
- 4 大阪府に所在する購入者あてで販売した数量及び販売した額は、把握している場合のみ記入する。

（日本産業規格A列4番）